

**京都府庁旧本館における来館者案内看視業務に係る
質疑及び回答書**

1	質疑	観桜祭・観芸祭・マルシェの期間(ガイドツアーを含めて)日数を 入札金額に含めるか否か。 含める場合の日程(対象日数の明示)について。
	回答	観桜祭、観芸祭、京都府庁こだわりマルシェの開催期間日数も 委託費に含みます。 「京都府庁旧本館における来館者案内看視業務仕様書」中、 「3 委託業務」の(3)ア、イに該当する令和6年度の日数は 11日間（観芸祭5日＋観桜祭6日）であり、 令和7年度についても同程度の日数を予定しています。